訪問看護利用料金表【介護保険】

2026年11月1日現在

基本額

20分未満	週に1回以上20分以上の訪問看護を実施していること。連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること	314／回
30分未満		471／回
30分以上60分未満		823／回
60分以上90分未満		1,128／回

加算額

看護体制強化加算	充実したサービス提供体制の事業所を評価するもの	（Ⅰ）	550／月
サービス提供体制強化加算	勤続年数7年以上の看護師が30%	（Ⅰ）	6／回
	勤続年数3年以上の看護師が30%	（Ⅱ）	3／回
緊急時訪問看護加算	24時間対応体制の同意を得た場合 （ □不要 ）	（Ⅱ）	574／月
特別管理加算（Ⅰ）	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること		500／月
特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等であること		250／月
初回加算	新規に退院日に訪問看護を提供した場合	（Ⅰ）	350／月
	新規に訪問看護を提供した場合	（Ⅱ）	300／月
退院時共同指導加算	入院中に看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合		600／回
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の利用者に90分以上の訪問看護を行った場合		300／回
複数名訪問看護加算	利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難な場合 看護師2人体制＞	30分未満	254／回
		30分以上	402／回
夜間・早朝・深夜加算	計画外の緊急時訪問を行った場合は、所要時間に応じた所定単位数を算定。1月以内の2回目以降には加算が付く	6:00～8:00 18:00～22:00	所定単位数×25%
		22:00～6:00	所定単位数×50%
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の安定的な処遇改善を図るための賃金改善		月間総単位数×1.8%
口腔連携強化加算	口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供した場合		50／月
専門管理加算	医師の指示で特定行為を実施した場合		250／月
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上の訪問看護の提供を受けている場合		2,500／死亡月

指定訪問看護以外の利用料

税別

営業時間内で1時間30分を超える訪問（長時間訪問看護加算対象外のとき）	8:30～17:00	2,000円／30分

実費負担の利用料

税別

死亡時のケア	ご遺体のケアをした場合	20,000円
交通費	通常地域（館山市・南房総市・鋸南町の一部）を超えた場合	一律1,500円

キャンセル料

前日17時までのご連絡	かかりません
当日の利用者都合によるキャンセル	予定金額の100%

＜概算＞

例）週1回60分の訪問看護を利用し、緊急時対応を希望した場合（負担割合1割の場合）

823×4＋574＋550＋6×4＝4,440単位 （別途 初回加算＋特別管理加算＋介護職員等処遇改善加算）

私は、上記料金内容の説明を受け、同意します。

年 月 日

利用者または代理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご不明な点は、担当者・事務までお問い合わせください。

Tel：0470-29-7868

訪問看護ステーションおひさま 2026.11.1改定